

「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」の概要

(平成22年12月 厚生労働省「高齢者医療制度改革会議」)

区分	新制度案	後期高齢者医療制度（現制度）
イメージ		
制度の基本的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年3月1日から新制度施行 ○地域保険は国保に一本化 ○被用者である高齢者や被扶養者は被用者保険に加入，これら以外の人には国保に加入 ○保険証は年齢で変わることなく現役世代と同じ ○保険料，高額療養費等のメリット <ul style="list-style-type: none"> ・被用者である高齢者の保険料は，事業主と折半。被扶養者は被保険者全体で保険料を負担 ・高額療養費の自己負担額は，世帯が同じ制度へ加入することにより軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○現役世代と高齢者世代を制度上，明確に区分 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 年齢による区分（75歳で分離，保険証も別） II 高齢者の保険料の増加（高齢者の医療費の増加に比例して高齢者の保険料が増加） III 被扶養者の保険料負担 IV 患者負担（高額療養費の上限を，同じ世帯でも制度ごとに適用するため増加） V 健康診査は努力義務（受診率が低下）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○75歳以上（65歳以上から75歳未満で一定程度の障害のある人を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○75歳以上全員（65歳以上から75歳未満で一定程度の障害のある人を含む）
国保の財政運営単位	<ul style="list-style-type: none"> ○75歳以上の高齢者医療は「県単位の財政運営」【第一段階】 ○年齢区分は，国保の財政運営上の会計区分（別会計） ○平成30年度を目標に，全年齢を対象とした県単位化を全国一律に移行【第二段階】 	—
運営主体と運営の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県と市町村の共同運営 ○県の事務は，財政運営，標準（基準）保険料率の設定 ○市町村の事務は，資格管理，保険給付，保険料率の決定・賦課・徴収，保健事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村広域連合（保険料徴収は市町村）
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○県が定める標準（基準）保険料率を基に，市町が条例で保険料率を決定（保険料の収納不足等が生じた場合には，県に設置する財政安定化基金を活用） ○保険料の納付は世帯主（世帯主以外は納付義務なし） ○保険料の軽減判定は世帯単位となるが，75歳以上の人には世帯単位と現行制度の方法による判定のうち高い割合の軽減を適用 ○保険料の軽減特例措置は段階的に縮小 ○75歳未満の現役世代との保険料の伸び率はほぼ均衡 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内均一保険料率を広域連合が設定 ○保険料の納付は個人単位 ○保険料の軽減は75歳以上で判定 ○保険料の軽減特例措置（最大9割） ○保険料の伸び率は現役世代より高い
窓口一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○一般は1割，現役並所得者は3割 ○70～74歳は70歳到達後，順次2割負担。既に70歳に到達している者は1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般は1割，現役並所得者は3割 ○70～74歳は1割（法律上は2割，予算措置により1割）
財源（費用負担）	<ul style="list-style-type: none"> ○75歳以上の保険料は約10% ○保険者からの支援金約40%（各保険者からの支援金は，国保と被用者保険者間には75歳未満の加入者数割，被用者保険者間には総報酬割） ○公費負担は現行の一般所得者に加え，現役並所得者も公費負担対象【国4，県1，市町1】（実質公費負担率47%→50%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料約10% ○保険者からの支援金約40%（被用者保険者間には総報酬割1/3，加入者数割2/3） ○公費負担約50%【国4，県1，市町1】（公費負担は一般所得者のみ対象，実質公費負担率47%）
財政安定化基金	<ul style="list-style-type: none"> ○財源は国1/3，県1/3，保険料1/3とし，給付の増加，保険料の収納不足・上昇抑制に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○負担割合：国1/3，県1/3，広域連合（保険料）1/3
医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度診療報酬・介護報酬の同時改定において検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○75歳という年齢に着目した診療報酬体系（平成22年度から廃止）
保健事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査の実施は義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査の実施は努力義務
今後の検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省において，最終とりまとめを踏まえた上で，平成23年の通常国会に法案提出予定 	—